

監査監第1840号
令和4年3月29日

さいたま市長 清水 勇 人 様
さいたま市議会議長 阪 本 克 己 様

さいたま市監査委員	大 内 美 幸
同	工 藤 道 弘
同	傳 田 ひろみ
同	神 坂 達 成

工事監査結果報告書の提出について(通知)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき工事監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

工事監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象課所

スポーツ文化局

スポーツ部

スポーツ振興課

子ども未来局

子ども育成部

子育て支援政策課、青少年育成課

総合療育センターひまわり学園

総務課、療育センターさくら草

都市局

都心整備部

都心整備課、氷川参道対策室、大宮駅東口まちづくり事務所、

大宮駅西口まちづくり事務所

水道局

業務部

経営企画課、給水装置課、北部水道営業所、南部水道営業所

給水部

維持管理課、配水課

(2) 監査の範囲

令和元年度繰越工事、令和2年度及び令和3年度（令和3年6月末日現在）に契約した工事のうち、最終契約金額が1,000万円以上の次に掲げる工事を対象とした。

また、令和2年度及び令和3年度（令和3年6月末日現在）に契約した施設修繕並びに当該施設修繕に関連するその他の施設修繕のうち、次に掲げる施設修繕を対象とした。

担 当		工 事 名
都市局 都心整備部	都心整備課	①さいたま新都心デジタルサイン設置工事
	氷川参道対策室	②令和元年度 氷川参道関連施設等整備工事
	大宮駅東口まちづくり事務所	③氷川緑道西通線（南区間）照明設備工事（R01-2）
	大宮駅西口まちづくり事務所	④大宮駅西口第四地区雨水管布設外工事
水道局 業務部	経営企画課	⑤北浦和浄水場外構工事
	給水装置課	⑥小中学校飲用水直結化推進事業（新開小学校）
水道局 給水部	維持管理課	⑦拡第5057号配水支管布設工事
	配水課	⑧配水ポンプインバータ盤更新工事（大宮配水場）

担 当		施 設 修 繕 名
スポーツ文化局 スポーツ部	スポーツ振興課	①記念総合体育館熱源機器更新修繕
子ども未来局 子ども育成部	子育て支援政策課	②J S日進504現状回復用務
	青少年育成課	③大東放課後児童クラブ避難口設置修繕
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園	総務課	④さいたま市杉の子園傾斜復旧修繕
	療育センターさくら草	⑤さいたま市療育センターさくら草非常用照明交換修繕
水道局 業務部	北部水道営業所	⑥北部水道営業所車庫シャッター修繕
	南部水道営業所	⑦針ヶ谷庁舎給水管及び排水管修繕
子ども未来局 総合療育センターひまわり学園	総務課	⑧さいたま市杉の子園傾斜床修繕

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 計画

ア 関連工事相互間の調整は適切に行われているか。

(2) 設計

ア 現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

イ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

ウ 工期の設定は適切に行われているか。

(3) 積算

ア 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。

イ 特殊な工法・材料・機器等を使用する場合の参考見積書は、内容、条件、時期等が設計図書と適合しているか。また、適切な事務手続により原則として複数の業者から取り寄せられているか。

(4) 契約

ア 入札、再入札及び開札は公正に行われ、その記録は整備されているか。

イ 契約発注の時期及び契約変更時期は適切か（年度末偏在等）。

(5) 施工

ア 工事施工に関する諸官庁等への事務手続は適正に行われているか。

イ 法令等を遵守して施工されているか。

ウ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

エ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。

オ 高所作業や掘削作業等に係る労働災害防止のための必要な対策は行われているか。

カ 環境に配慮した施工がなされているか。

(6) 検査

ア 工事は設計書どおりに施工されているか。また粗悪な材料の使用、粗雑な施工、手抜き等の事実はないか。

イ 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。

ウ 検査調書等検査記録は整備されているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき事務手続等が適正に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、書類調査及び現場調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び現地

(2) 監査期間

令和3年10月27日（水）から令和4年3月22日（火）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務等の一部に別表のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、施工上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。

7 意見

施設修繕番号④（さいたま市杉の子園傾斜復旧修繕）及び施設修繕番号⑧（さいたま市杉の子園傾斜床修繕）に関する今後の対応について

子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課は、地盤の不同沈下により杉の子園に傾きが発生したため、施設修繕番号④で薬液注入による地盤補強を行い、施設修繕番号⑧で施設の土台揚げ及び床の張替えを行っている。

今回の監査において、本施設修繕2件に特段の指摘事項は見受けられなかったが、次のとおり今後注意を要する事項が認められた。

工法の選定に当たっては、施設修繕の発注に先立ち実施した簡易的な調査業務において比較検討し、採用した工法は、経済性や工期短縮を考慮した案となった。

しかし、施設の現地調査において、吹き抜け部で固定が緩んだ建具が落下したことや一部筋かいに亀裂が見受けられたこと、地震に起因すると思われる地盤の再沈下などが認められたことから、工法の採用においては、施工結果の確実性など、技術的観点を含めた総合的な検討も必要であった。

今後の施設の維持管理に当たっては、地震による更なる沈下など不測の事態に備える必要もあることから、施設の詳細な現況を把握するとともに、必要な対策を検討されたい。

別 表

都市局

担 当 課	工 事 名	指 摘 事 項 等
都心整備部 大宮駅西口まちづくり事務所	④大宮駅西口第四地区 雨水管布設外工事	・高さが2m以上の開口部付近での作業において、労働安全衛生規則第519条に基づく墜落による労働者の危険を防止するための措置を行っておらず、労働者に危険を及ぼすおそれがあることから、受注者を指導・監督すべきである。

子ども未来局／水道局

担 当 課	施設修繕名	指 摘 事 項 等
子ども育成部 子育て支援政策課	② J S 日進504 現状 回復用務	・契約事務において、提出された見積書の一部を破棄し、内容の審査書類が不足しているにもかかわらず契約の相手方を決定していることから、さいたま市施設修繕契約事務取扱要綱第29条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。
業務部 北部水道営業所	⑥北部水道営業所車庫 シャッター修繕	・見積参加者の選定において、起案及び決裁による2者の選定通知後、うち1者の辞退により他者を追加しているが、その際改めて起案及び決裁を得るべきところ、当初決裁文書の訂正印により変更していることから、さいたま市水道局文書管理規程第14条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。